

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大分県移住・就職・起業支援計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市及び国東市並びに大分県速見郡日出町並びに玖珠郡九重町及び玖珠町

3 地域再生計画の区域

大分県の全域

4 地域再生計画の目標

本県では、仕事をつくり、仕事を呼ぶ施策や、地域を守り、地域を活性化する施策等を実施することにより、2020年までに人口の社会増減均衡を図ることとしているが、直近の2018年は▲3,303人（総務省：人口移動報告）で、転出超過の傾向に歯止めがかからない状況が続いており、転入増のための移住対策の強化が急務である。

特に本県においては、高齢化率（高齢者の占める割合）50%以上の集落が年々増加し、2025年にその割合が37.3%まで上昇すると推計しており、現役世代や集落活動を担う人材がますます不足していくため、地方の担い手不足対策が喫緊の課題となっている。

そこで、人口減少の中で、住み慣れた地域で住み続けたいという住民の思いを叶える地域づくりを進めるため、UIJターンの促進などにより地域活性化を図る。

また、新たなビジネスや雇用を創出し、地域を活性化させるためには、創業やベンチャー企業によるイノベーションとともに、本県が抱える様々な地域課題（インバウンド・ツーリズム関連をはじめ、地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等）を解決する起業家が必要である。

本県では、新たな発想によるビジネスを公募・支援する「ビジネスプラングランプリ」を実施するとともに、27年度から「おおいたスタートアップセンター」を開

設した。同センターを中心として、大分県では、毎年600件以上の創業実現を目標とし、創業を目指す女性や若者等の支援を進めるとともに、地域の未来を牽引しインパクトある経済効果を生み出すベンチャー企業の創出を図るため、成長志向の高い起業家の育成等に取り組んでいる。また、創業支援やベンチャー企業育成においては、市町の枠を越えて連携することが重要であることから、県と県内各市町が密接に連携、協力しながら、起業家の成長フェーズに応じたメンタリングやセミナー、事業計画のブラッシュアップ、金融機関や外部専門家とのネットワーキング等を推進し、事業の相乗効果を上げていく。

これらの取組を通じて、地域密着の産業である農林水産業や商工業、観光・ツーリズムなど、様々な分野に魅力ある仕事の間を創出する。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
本移住支援事業に基づく移住就業者数 (人)	0	15	15
本移住支援事業に基づく移住起業家数 (人)	0	5	5
本起業支援事業に基づく起業家数 (人)	0	15	15
マッチングサイトに新たに掲載された 求人数 (件)	0	100	100

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	2024年度増加分 6年目	KPI増加分 の累計
15	15	15	15	90
5	5	5	5	30
15	15	15	15	90
100	100	100	100	600

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

- ・ 大分県移住・就職支援事業
- ・ 大分県起業支援事業

③ 事業の内容

【大分県移住・就職支援事業（移住支援）】

- ・ 東京圏からのU I J ターンの促進及び地方の担い手不足対策を目的として、以下の要件に該当する場合、移住者の状況に応じて移住支援金を支給する。（支給額：世帯最大100万円、単身最大60万円）
 1. 東京23区の在住・在勤者が本県に移住し、マッチング支援により中小企業等に就業又は地域の課題解決を目的として起業した場合。
 2. 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した場合。
 3. テレワークを利用し、所属先企業等からの命令等ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う場合。
 4. 移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、移住先市町村が認める要件に合致した場合。

【大分県移住・就職支援事業（就職支援）】

- ・ 東京圏の移住希望者と県内の中小企業等のマッチングを支援するために必要なサイトの開設・運営等を行うことにより、人手不足に悩む県内の中小企業等への就職を促進する。（サイトに掲載する求人の分野・業種は、地域未来牽引企業に選定された製造業や情報通信業等に加え、今後、県内

の金融機関や商工団体等から中小企業等の特徴や業績等に関する情報を収集し、地方版総合戦略に記載された地域の目指すべき将来像の実現に寄与しうるかを分析・評価して選定を進める。)

【大分県起業支援事業】

- ・ 補助金交付及びハンズオン支援を行う執行団体を選定し、本県が抱える様々な地域課題（インバウンド・ツーリズム関連をはじめ、地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等）を解決する事業で起業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業した者に対して創業時の必要経費を補助する。（補助率1/2 補助上限額200万円）

なお、支援対象とする「社会的事業分野」は本県が抱える様々な地域課題と一致させるため、以下のとおりとする。

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、インバウンド・ツーリズム関連等

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

県は、東京圏の移住希望者への移住支援金を市町とともに支給することや移住希望者と県内中小企業等のマッチングを支援するために必要なサイトの開設・運営等を行うことにより、県内への移住や人手不足に悩む県内中小企業等への就職を促進する。その一方で、求人を行う県内の中小企業等は、移住希望者にとって効果的な求人を行うことにより、移住を促して人材を確保し、本県産業の基礎を作る。

また、起業支援では、起業者が抱える起業に伴う課題に対して、執行団体として想定している公益財団法人大分県産業創造機構の起業家等とのネットワークを活用し、販路開拓支援、起業家相互のネットワーク形成支援等の伴走支援も行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

【地域間連携】

県は、県内全域を見渡す立場から地域未来牽引企業をはじめとする本県経済を牽引することが期待される企業等を軸とした就業や地域課題の解決につながる起業が促進されるよう全体的なスキームの調整を、各市町は個別の地域の事情をよく知る立場から移住者に対する就業先の紹介、地域の情報提供等のフォローアップや就業先となる具体的な企業の掘り起こし、地域課題の解決を目指す起業家の掘り起こし、関係人口として関わる人材の移住促進等の実施を連携して行う。

このように都道府県と市町がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策間連携】

県は、移住希望者とのマッチングを支援する就業先として、地域未来牽引企業をはじめとする本県経済を牽引することが期待される企業等を選定することや起業支援事業において関連事業と結び付け、相乗効果を高めること等により、移住政策を本県における雇用の確保や産業振興へとつなげる。また、企業誘致担当部署とも連携してテレワーク移住の促進を進める。これにより、移住を単なる人口増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

産学官金労言で構成する「大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」推進委員会」等へ報告し、検証を受ける。

【外部組織の参画者】

農工商等の代表・NPO等（産）、県内各市町長（官）、県内大学学長（学）、地元金融機関の長（金）、労働団体（労）、NHK（言）

【検証結果の公表の方法】

上記委員会（公開）での審議及び記者説明およびHPでの公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 310,653千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野について

- ・ 地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、インバウンド・ツーリズム関連等

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。